

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市野球場設置及び管理条例(平成16年西条市条例第101号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により野球場の使用の許可を受けようとする者は、野球場使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、管理上必要な条件を付して、野球場使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を申請者に交付する。

2 前項の許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、野球場を使用する際には、その許可書を携帯し、職員の求めがあったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第6条第2項の規定による使用料の減免基準は、次のとおりとする。

- (1) 西条市がアマチュア野球に使用する場合で入場料を徴収しないとき 全額
- (2) 西条市が他の団体と共催してアマチュア野球に使用する場合で入場料を徴収しないとき 半額
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、野球場使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条ただし書の規定による使用料の還付区分は、次のとおりとする。

- (1) 条例第7条第1号に該当したとき 全額
- (2) 条例第7条第2号又は第3号に該当したとき 5割以内

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、野球場使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物、附属施設、備品等を損傷しないこと。
- (2) 野球場の清潔及び整頓を保持すること。
- (3) 野球場の秩序及び風紀を乱さないこと。
- (4) 野球場で物品の販売等をしないこと。ただし、別に許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示すること。

(入場及び使用の禁止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、野球場への入場又は使用を禁止することができる。

- (1) 泥酔者及び他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理上支障があると認める者

(原状回復後の点検)

第8条 使用者は、条例第13条第1項の規定により原状に回復したときは、職員の点検を受けなければならない。

(物品販売)

第9条 条例第4条第2項の規定により物品販売の許可を受けようとする者は、野球場物品販売許可申請書(様式第5号)を提出し、市長の許可を受けなければならない。

第10条 野球場において、次に掲げる物品は、販売してはならない。

- (1) 他人に危害を及ぼすおそれのある物品
- (2) 前号に掲げる物のほか、市長において不適當と認める物品

(読替規定)

第11条 条例第10条第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第4条第2項、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び第8条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「様式第1号」とあり、第3条中「様式第2号」とあり、第4条中「様式第3号」とあり、第5条中「様式第4号」とあり、及び第9条中「様式第5号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に廃止前の西条市野球場設置及び管理条例施行規則(平成16年西条市教育委員会規則第37号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

野球場使用許可申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所 : _____
氏 名 : _____
電 話 : _____
団体名 : _____

次のとおり野球場を使用したいので、申請します。

野 球 場 名						
使 用 日 時	年	月	日	時	分から	時間
	年	月	日	時	分まで	
夜間照明使用時間	時			分から		時間
	時			分まで		
スコアボード使用	試合					
放 送 施 設 使 用	時			分から		時間
	時			分まで		
ピッチング練習場	面					
使用目的(行事名)	練習、練習試合、大会()、その他()					
使用者及び人員	職業、一般・学生、高校生、中学生、小学生以下 人				市内、市外	
※ 使 用 料	入場料徴収の有無 (☐ 有 ・ ☐ 無)				☐ 練 習	
	区分	使用時間	単価	料率	使用料金	
	主 施 設	時間	円	/100	円	
	夜 間 照 明	時間	円	/100	円	
	スコアボード	試合	円	/100	円	
	放 送 施 設	時間	円	/100	円	
	ピッチング場	面	円	/100	円	
	計	円				
備 考						
	課長	係長	扱者	受付No.		

注 ※欄は、記入しないこと。

許可条件：西条市野球場設置及び管理条例及び西条市野球場設置及び管理条例施行規則を遵守すること。

様式第2号(第3条関係)

野球場使用許可書

年 月 日

申請者 住 所 : _____
氏 名 : _____
電 話 : _____
団体名 : _____

西 条 市 長 印

次のとおり野球場の使用を許可します。

野 球 場 名						
使 用 日 時	年	月	日	時	分から 分まで	時間
夜間照明使用時間	時	時	分から 分まで			時間
スコアボード使用	試合					
放 送 施 設 使 用	時	時	分から 分まで			時間
ピッチング練習場	面					
使用目的(行事名)	練習、練習試合、大会()、その他()					
使用者及び人員	職業、一般・学生、高校生、中学生、小学生以下 人				市内、市外	
※ 使 用 料	入 場 料 徴 収 の 有 無 (☐ 有 ・ ☐ 無)				☐ 練 習	
	区分	使用時間	単価	料率	使用料金	
	主 施 設	時間	円	/100	円	
	夜 間 照 明	時間	円	/100	円	
	スコアボード	試合	円	/100	円	
	放 送 施 設	時間	円	/100	円	
	ピッチング場	面	円	/100	円	
	計					円
備 考						
	課長	係長	扱者	受付No.		

注 ※欄は、記入しないこと。
許可条件：西条市野球場設置及び管理条例及び西条市野球場設置及び管理条例施行規則を
遵守すること。

様式第3号(第4条関係)

野 球 場 使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話 ー

職 業

印

西条市野球場設置及び管理条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり野球場
使用料の減免を受けたいので申請します。

野 球 場 名	
許 可 を 受 け た 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日
	第 号
許 可 内 容	
減 免 (免 除) を 受 け る 理 由 及 び 金 額	
	円
そ の 他 必 要 な 事 項	
備考	

様式第4号(第5条関係)

野 球 場 使 用 料 還 付 申 請 書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話
職 業

—

印

西条市野球場設置及び管理条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり野球場
使用料の還付を受けたいので申請します。

野 球 場 名	
許 可 を 受 け た 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日
	第 号
許 可 内 容	
減 免 (免 除) を 受 け る 理 由 及 び 金 額	
	円
そ の 他 必 要 な 事 項	
備考	

様式第5号(第9条関係)
野 球 場 物 品 販 売 許 可 申 請 書
年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話 ー
職 業

印

西条市野球場設置及び管理条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり野球場で物品販売の許可を受けたいので申請します。

野 球 場 名	
販 売 す る 物 品 名	
販 売 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
そ の 他 必 要 な 事 項	
備考	